

高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトコーディネータ設置要綱

(設置)

第1条 高知県の「ヘルスケアイノベーションプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）」について助言及び提言を得るため、高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトコーディネータ（以下「コーディネータ」という。）を設置する。

(役割)

第2条 コーディネータの役割は、以下のとおりとする。

- (1) プロジェクトへの助言
- (2) プロジェクト支援案件の検討
- (3) プロジェクト支援案件に対する助言
- (4) その他、プロジェクトの目的を達成するために必要な事項

2 コーディネータのうち、高知県ヘルスケアイノベーション推進協議会委員と連携し、プロジェクトの全体方針の協議に加わる者をエグゼクティブコーディネータと称する。

(委嘱)

第3条 コーディネータは、設置目的及び役割に照らして適当と認められる者に対し、知事が委嘱する。

2 知事は、コーディネータが次の各号のいずれかに該当するときには、その委嘱を解除することができる。

- (1) コーディネータから委嘱の解除の意思表示があり、やむを得ないと認められるとき。
- (2) その他、コーディネータの委嘱を継続することが出来ないやむを得ない事情があると認められるとき。

(任期)

第4条 コーディネータの委嘱期間は、原則として1年間（年度の途中から委嘱する場合は、当該年度の末日まで）とする。ただし、再任を妨げない。

(旅費)

第5条 コーディネータがプロジェクトに係る会議に出席する場合、県の旅費規程に基づき、国内旅費を支給することができる。

(守秘義務)

第6条 コーディネータは、業務を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その委嘱を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 コーディネータに関する庶務は、高知県産業振興推進部産学官民連携課において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトコーディネータ名簿

区分	氏名	役職名
エグゼクティブ コーディネータ	物部 真一郎	アーキタイプベンチャーズ 国立大学法人高知大学医学部 特任准教授
コーディネータ	宮田 剛	国立大学法人高知大学 客員教授 株式会社UNIVEX CTO
	上村 浩	高知県公立大学法人高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授
	村上 武	国立大学法人高知大学 次世代医療創造センター 副センター長